

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 14 号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 22 年佐賀県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 第3項から第5項まで（第3項第3号を除く。）の規定による切替えが行われた職員（以下「切替職員」という。）で、その者の受ける給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額（以下「経過措置基礎額」という。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置額」という。）を給料として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年3月31日において切替職員が受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年佐賀県規則第62号）附則第2項の職員 100分の99.1</p> <p>イ 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 第3項から第5項まで（第3項第3号を除く。）の規定による切替えが行われた職員（以下「切替職員」という。）で、その者の受ける給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額（以下「経過措置基礎額」という。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置額」という。）を給料として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年3月31日において切替職員が受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年佐賀県規則第62号。<u>以下「平成21年改正規則」という。</u>）附則第2項の職員 100分の99.1</p> <p>イ 略</p>

改正前	改正後
<p>9～11 略</p> <p>12 前項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に受けることとなる職務の級及び号給に対応する給料月額が同年 3 月 31 日に受けていた給料月額(平成 18 年改正規則附則第 4 項により一般職員の例によるものとされる平成 17 年改正条例附則第 7 条第 1 項に規定する差額に相当する額を含む。以下「平成 27 年 3 月給料月額」という。)に 100 分の 93 を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、給料月額と平成 27 年 3 月給料月額に 100 分の 93 を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>9～11 略</p> <p>12 前項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に受けることとなる職務の級及び号給に対応する給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) <u>平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に 100 分の 93 を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に 100 分の 93 を乗じて得た額</u></p> <p>ア <u>平成 21 年改正規則附則第 2 項の職員 100 分の 99.1</u></p> <p>イ <u>アに掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34</u></p>

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。